

◎ 立地基準編第 2 章第 12 節 [審査基準 2] 提案基準 10 (P67)

1 要件 2 について

- (1) なお書の「市街化調整区域に関する都市計画決定がされた際現に存した施設等」には、線引き後において都市計画法上適法に建築された施設を含むものとする。
- (2) なお書の「従前の敷地が著しく狭小である等格段の事情がある場合」とは、線引き以前から宗教法人の認証を受けて当該地で立地している既存の宗教施設等の建替計画が、従前からの宗教施設としての機能を変化させるものでなく質的改善を目的としたものであり、かつ従前の敷地内で配置することが困難と認められるものをいう。
- (3) 要件 2(1)については、当該宗教施設の敷地増又は近隣への移転による開発(建築)行為について、地元市町村の土地利用計画において支障がない旨の当該市町村長の意見書により確認する。

2 留意事項イについて

- (1) (ア)については、既存の宗教施設の移転又は敷地増は、駐車場不足、騒音・道路交通安全等相隣環境及び施設の各機能を充足するための計画水準の向上等に対応するものであり、現状と同じ機能で質的改善を図ることを認めるものであることから、宗教活動の内容の変化を認めるものではない。
- (2) (イ)については、既存の宗教施設が敷地規模の増加を必要とするが、建て詰まりや地形の問題等により従前地の敷地増を図ることが困難な場合は、近隣へ移転することを認めるものである。
「従前地と日常生活圏が同一とみなされる地域」とは、原則として従前地と同一大字内とする。
- (3) (ウ)については、既存の宗教施設が近隣へ移転することが認められる場合には、従前地の跡地利用が周辺の土地利用等に照らし適切であることを明らかにするため、跡地の利用計画を提出すること。